

鹿 児 島 県 公 報

令和6年2月9日（金）第488号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|--|--------------|---|
| ○県税の申告等期限の延長 | （税務課取扱い） | 1 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 1 |
| ○令和5年度自衛官の募集 | （危機管理課取扱い） | 2 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 2 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 3 |
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了公告（3件） | （建築課取扱い） | 3 |
| 公 安 委 員 会 規 則 | | |
| ○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則（※） | （交通企画課取扱い） | 4 |

告 示

鹿児島県告示第84号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「申告等期限」という。）のうち、令和6年1月1日以降に到来する申告等期限で、1に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（2に掲げる税目に係るものを除く。）については、別に告示で定める期日まで延長する。

なお、個人の県民税の申告等期限については、同税に併せて課される個人の市町村民税の申告等期限の処置の例による。

令和6年2月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定地域

富山県及び石川県

2 税目

自動車税の環境性能割、自動車税の種別割（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税並びに当分の間道府県が賦課徴収を行うこととされている軽自動車税の環境性能割

鹿児島県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年2月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道	58号	奄美市名瀬真名津町1655番1地先から1659番4地先 まで	令和6年 2月9日

鹿 児 島 県 告 示 第 86 号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，令和5年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和6年2月9日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和6年2月10日から同年3月1日まで
- (2) 女子
令和6年2月10日から同年3月1日まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験（WEB試験）
令和6年3月4日から同月9日まで
- (2) 口述試験及び身体検査
令和6年3月9日

4 応募年齢

令和6年4月1日において18歳以上
令和6年6月30日において33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬 大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯 地
霧島市国分福島二丁目4番14号	（予備：陸上自衛隊国分駐屯地）

6 応募手続

応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお，志願票は，各市町村において交付する。

大 隅 地 域 振 興 局 告 示 第 1 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により，指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和6年2月9日

大 隅 地 域 振 興 局 長 永 野 義 人

事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			廃 止 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ふれあいスペー	鹿屋市祓川町	特定非営利活動	鹿屋市祓川町	末吉 正志	令和5年	放課後等

ス「ちえすと」	4128番地 4	法人悠和会	4128番地 4		3 月 31 日	デイサー ビス
---------	----------	-------	----------	--	----------	------------

大隅地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 2 月 9 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障がい者就労支 援センター愛・ あいネット	鹿屋市旭原町 3593番地27	特定非営利活動 法人愛・あいネ ット	鹿屋市旭原町 3593番地27	柳井谷昭平	令和 5 年 11月 30 日	自立訓練 (生活訓 練)

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 2 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

薩摩川内市高城町字階元758番1の一部、772番、773番、774番、775番、776番1、778番、779番1、780番1、781番1、782番1、783番1、784番1、785番1、786番1の一部、758番1地先里道の一部、758番1地先水路の一部及び786番1地先水路の一部、字松元787番1の一部、788番、789番1、790番、791番1、792番、794番、796番1、797番1、798番1、799番1、800番1、801番、802番、803番、804番、805番、806番、807番、808番、809番、810番の一部、811番1の一部、812番1の一部、814番1の一部、815番の一部、817番の一部、818番の一部、819番の一部、799番1地先里道の一部、799番1地先水路の一部及び819番地先水路の一部並びに字町下918番1、919番1、920番1、921番1の一部、937番の一部、938番、940番、941番、943番、945番、946番、947番1、948番1、949番、950番、951番、952番、953番1、954番1、955番、956番、957番、960番、961番、963番1、963番3、963番4、964番1の一部、965番1、965番2、967番、968番1の一部、969番1の一部、970番1の一部、971番、918番1地先里道及び927番1地先水路の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市土地開発公社

理事長 永田一廣

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 2 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

志布志市有明町野井倉字上苑上5367番4の一部、5367番5、5367番7の一部、5368番1、5368番2、5368番3、5368番4、5368番5、5368番7の一部、5373番1、5373番2、5373番

- 3, 5373番 4, 5373番 5, 5373番 6 の一部, 5373番 8 の一部, 5374番 1, 5374番 2 の一部, 5375番 4 の一部, 5375番 5, 5375番 6, 5375番 7, 5375番 8, 5375番 9 及び5375番10並びに 宇甚堀5777番 6 の一部, 5777番 7, 5778番 1, 5778番 2, 5778番 3 及び5778番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
志布志市有明町野井倉8041番地 1
医療法人共生会びろうの樹脳神経外科
理事長 菅田真生
鹿屋市寿四丁目 7 番42号
有限会社倉内薬局
代表取締役 倉内智教

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 2 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩郡さつま町宮之城屋地字坂ノ下1177番 2, 1177番 4 及び1177番 5
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 薩摩郡さつま町宮之城屋地字坂ノ下1177番 4 及び1177番 5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
愛知県名古屋市東区東桜一丁目 1 番 1 号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役 川合尊

公安委員会規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 9 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第 1 号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成 25 年鹿児島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び別記様式中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。